退職により残税額を一括徴収する場合（記入例）

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）・森林環境税（国税）を給与差引していると）した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日まで

2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消し

3 給与所得者本人が国外に出国される方などの場合は、消税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市

受付印

7

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

整理番号

市町村長

令和　年　月　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒625-8555 舞鶴市字北吸１０４４番地	
	名称	株式会社　○○商事	
	個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）	1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1	
担当者	課係氏名	経理課給与係 舞鶴　花子	
	電話番号	0773-66-1026	
	内線	1234	
6年度	特別徴収指定番号		
	宛名番号		
7年度	特別徴収指定番号	79000001	
	宛名番号	12345678	

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

給与所得者												
フリガナ	ゼイキン　タロウ											
氏名	税金　太郎											
生年月日	元号 3	← 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	35 年	3 月	3 日							
個人番号	4 5 6 4 5 6 4 5 6 4 5 6											
住所 1月1日現在	舞鶴市字余部上 9999											
住所 異動後	綾部市相生町 8888											

新姓	（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
		例）11月10日納期限分の場合→10月分			※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	
	円 37,000	6 月分から 12 月分から 11 月分まで 5 月分まで 円 19,000	円 18,000	令和 7 年 11 月 30 日	番号を記入 ← 2 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 8. その他の理由を右欄へ記入	番号を記入 ← 2 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付）

退職後、住所が変更になる場合は必ず記入してください。

1 特別徴収の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

特別徴収義務者	名称	特別徴収指定番号	担当者 氏名 / 電話
	フリガナ	法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入し	

新しい勤務先へは、月割額 円 を 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号

番号を記入 ← 1 必要 2 不要

必ず記入してください。

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ← 1
1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額（（ウ）と同額）を右欄に記入：円 18,000

左記の一括徴収した税額は、11 月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（1 及び 2 に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 ←
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。
3. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄					
6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
7年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

退職により本人納付に切り替える場合（記入例）

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）・森林環境税（国税））を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、直当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

7

給与支払報告
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

市町村長

令和 年 月 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地 〒625-8555 舞鶴市字北吸１０４４番地

名称 株式会社 ○○商事

個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください） 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1

担当者

課係 経理課給与係

氏名 舞鶴 花子

電話番号 0773-66-1026

内線 1234

6年度 特別徴収指定番号

宛名番号

7年度 特別徴収指定番号 79000001

宛名番号 12345678

給与所得者

フリガナ ゼイキン タロウ

氏名 税金 太郎

新姓

生年月日 元号 3 ← 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 35年 3月 3日

個人番号 4 5 6 4 5 6 4 5 6 4 5 6

住所 1月1日現在 舞鶴市字余部上 9999

異動後 同上

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）
	例）11月10日納期限分の場合→10月分	
	6 月分から	10 月分から
	9 月分まで	5 月分まで
120,000 円	40,000 円	80,000 円

異動年月日 令和 7 年 9 月 30 日

異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

番号を記入 2 ← 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他

8.その他の理由を右欄へ記入

異動後の未徴収税額の徴収方法

番号を記入 3 ← 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付）

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）

所在地 〒

名称 フリガナ

特別徴収指定番号

担当者 氏名 電話

法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

勤務先へは、 円 を 月分 入するよう連絡済みです。 ください。

納入番号の要否（新規の場合のみ記載） 1 必要 2 不要

「その他」の場合、必ず事由を記入してください。

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ← 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額（(ウ)と同額）を右欄に記入 円

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（1 及び 2 に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 1 ← 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡に伴う退職のため。

一括徴収しない理由を選んでください。

旧特別徴収処理欄					入力者	点検
6年度		月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		
7年度		月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		

市町村処理欄

B	C	D	E	F
H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

転勤等により特別徴収義務者が変わる場合（記入例）

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）・森林環境税（国税））を給与差引していない又は特別徴収の給与支払報告書を提出した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。

3 給与所得者本人の国外に出国される等の場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

7

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

整理番号

市町村長

令和　年　月　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地 〒625-8555 舞鶴市字北吸１０４４番地
名称 株式会社　○○商事
個人番号又は法人番号（右詰めで記入ください） 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1

担当者
課係 経理課給与係
氏名 舞鶴　花子
電話番号 0773-66-1026
内線 1234

6年度	特別徴収指定番号	
	宛名番号	
7年度	特別徴収指定番号	79000001
	宛名番号	12345678

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

給与所得者
フリガナ ゼイキン　タロウ
氏名 税金　太郎
新姓
生年月日 元号 3（1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成）35年 3月 3日
個人番号 4 5 6 4 5 6 4 5 6 4 5 6
住所 1月1日現在 舞鶴市字余部上 9999
異動後 同上

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）
	例）11月10日納期限分の場合→10月分	
	6 月分から	10 月分から
	9 月分まで	5 月分まで
240,000 円	80,000 円	160,000 円

異動年月日 令和 7 年 10 月 1 日

異動の事由
※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。
番号を記入 1
1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他
※その他の理由を右欄へ記入

異動後の未徴収税額の徴収方法
番号を記入 1
1 特別徴収継続
2 一括徴収
3 普通徴収（本人が納付）

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）
所在地 〒624-0853 舞鶴市字南田辺１番地
フリガナ △△サンギョウカブシキカイシャ
名称 △△産業株式会社

特別徴収指定番号 79000100
担当者 氏名 京都　一郎
電話 0773-75-2250
法人番号 7 8 9 7 8 9 7 8 9 7 8 9 7
※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

新しい勤務先へは、
月割額 20,000 円 を 10 月分
（翌月10日納期限分から徴収し、納入する上で連絡済みです。）
※新しい勤務先へ　お伝えください。
受給者番号
納入書の要

新しい勤務先に、必ず連絡をとったうえで
新勤務先の所在地・名称等を記入してください。

新しい勤務先に、必ず月割額の連絡を
お願いします。

2 一括徴収の場合（本人徴収税額を一括徴収してください。）
番号を記入
1. 異動年月
2. 異動年月
円
左記の一括徴収した税額は、

3 普通徴収の　ください。）
番号を記入
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。
3. 死亡による退職のため。

相特別徴収処理欄					
6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
7年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L